

国の基本指針を踏まえた「第9期計画」期間における取組方向（案）対照表

改 正 案	現 行
<p>① 地域共生社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年に改正され、令和22年に向けて地域共生社会を実現させるために、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する区市町村の包括的な支援体制の構築を目指し、見直しが行われました。 ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を推進する必要があります。 ・認知症カフェの活動、ヤングケアラーを支援している関係機関と地域包括支援センターとの連携など、地域の実情を踏まえた家族介護者支援の強化について、具体的な取組を介護保険事業計画に定めることが重要です。また、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが期待されていることも踏まえ、地域包括支援センターは、障害分野や児童福祉分野など他分野と連携促進を図っていくことが重要です。このようなニーズに対応し適切にその役割を果たすとともに、地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるため、居宅介護支援事業所への介護予防支援の指定対象拡大、総合相談支援業務の部分委託等の体制の整備を図ることが必要です。 ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により認知症への社会の理解を深めることが重要です。 ・区では、サービス提供者と利用者とは「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることがないように、高齢者の社会参加を進め、地域住民が共に支え合う地域づくりを進めていきます。また、地域包括支援センターにおいては、居宅介護支援事業所への介護予防支援の指定対象拡大等を通じて、業務負担軽減を進めながら、関係機関との連携による家族介護者支援の強化や重層的支援体制整備事業における支援会議を活用した他分野との連携促進を図っていきます。 	<p>① 地域共生社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年に改正され、令和22年に向けて地域共生社会を実現させるために、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する区市町村の包括的な支援体制の構築を目指し、見直しが行われました。 <p>・区では、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するため、墨田区地域福祉計画との整合を取りながら、包括的な支援体制の構築を検討していきます。</p>

② 地域包括ケアシステムの充実に向けた地域支援事業等の効果的な実施

- ・地域リハビリテーション支援体制の構築の推進のため、関係団体・関係機関等と協働して取組を行うことが重要です。
- ・虐待を受けている高齢者の保護及び虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言等を行い、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止へ取り組むことや、養護者に該当しない者による虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止にも取り組むことが重要です。また、都道府県と市町村が協働して養介護施設従事者等による虐待の防止に取り組むことが重要です。
- ・区では、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へリハビリテーション専門職を派遣し、助言、指導等を行うことで、地域における介護予防の取組を機能強化します。また、地域包括支援センターを中心に虐待事案への相談や助言にあたるとともに、成年後見人制度の利用を推進して高齢者の尊厳ある暮らしを守ります。さらに、近年の感染症の流行や災害の発生状況を考慮し、平時からの備えと対策を徹底していきます。

③ 認知症施策推進大綱（中間評価）及び認知症基本法を踏まえた認知症施策の推進

- ・令和4年12月に国において取りまとめられた「認知症施策推進大綱」の中間評価の結果を踏まえ、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、大綱で示されている5つの柱（①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開）に沿って認知症施策を進めることが重要です。これらの施策は認知症の人やその家族の意見も踏まえて推進することに留意する必要があります。
- ・また、令和5年通常国会で成立した共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行に向けては、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて認知症施策を推進していく必要があります。
- ・区では、認知症施策推進大綱（中間評価）及び認知症基本法を踏ま

② 地域包括ケアシステムの充実に向けた地域支援事業等の効果的な実施

- ・地域における高齢者の介護予防・重度化防止に向けた取組を推進するために、PDCAサイクルによる効果検証や、医療専門職による効果的なアプローチ、保健事業と介護予防の一体的な実施などが求められています。
- ・在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化を図ることや、介護予防・日常生活支援総合事業について、対象者の見直しなどを進めていく方向性が示されています。
- ・区では、介護予防事業における事業評価を行いながら、医療専門職の関与による取組を進めるとともに、保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた庁内連携を行います。また、住民等の多様な主体が参画する地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を目指します。

③ 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

- ・令和元年6月に国において取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人やその家族の意見も踏まえて、「共生」と「予防」の施策を推進することが重要です。
- ・区では、大綱で示されている5つの柱（①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開）を踏まえ、施策を展開していきます。

え、認知症施策を推進していきます。

④ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

・令和5年3月の介護関係職種の有効求人倍率は3.44倍であり、全職種における有効求人倍率1.22倍に対して約3倍と大きく上回っている状況にあります。

・利用者のニーズに的確に対応できる質の高い介護人材を安定的に確保するためには、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止等の取組を総合的に実施していくことが重要です。

・また、今後、生産年齢人口の急速な減少が見込まれるとともに、介護人材の高齢化が大きな課題となる中、介護現場における生産性向上の推進は不可欠であり、都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を推進する必要があります。（基本指針の構成についてP.1）

・区では、既存の介護人材確保策及び人材育成支援策に加え、ケアマネジメントの質の向上をはじめとした介護職の質の向上、離職率の低下等を引き続き推進するとともに、介護現場の生産性向上に資する支援・施策として、介護ロボット・ICTの活用及び文書量削減の推進、介護現場の業務改善の推進等に取り組みます。また、併せて介護認定審査会の簡素化、認定事務の効率化を推進していきます。

⑤ 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実

・現在、財政面におけるインセンティブとして、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組への「保険者機能強化推進交付金」と、介護予防の位置付けを高めるための「介護保険保険者努力支援交付金」が創設されています。

・区では、各交付金の評価指標に基づき、自立支援・重度化防止、介護予防、健康づくりを推進していますが、この取組に係る評価結果を踏まえつつ、課題の解決に向けた取組内容の改善や、取組内容の更なる充実等へも活用していきます。

④ 介護人材確保と業務効率化の取組の強化

・現状の介護関係職種の有効求人倍率（令和元年度）は全職種が1.45倍であるのに対して、4.20倍と約3倍も差があります。今後、さらに、介護人材の担い手となる現役世代の減少が見込まれていることから、利用者のニーズに的確に対応できる質の高い介護人材の安定的な確保は極めて重要です。

・区では、『第8期計画』において、既存の介護人材確保策に加え、介護職の離職率低下、介護職の質の向上、介護支援ロボット・ICTの活用、介護現場の業務改善や文書量削減の推進等を検討していきます。

⑤ 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の活用

・高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組への財政的インセンティブとして保険者機能強化推進交付金が創設され、さらに令和2（2020）年度には、介護予防の位置付けを高めるため、介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。

・区では、保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の評価指標に基づき、自立支援・重度化防止、介護予防、健康づくりを推進します。

⑥ 感染症対策や災害対策に関するさらなる検討

- ・新型コロナウイルス感染症では、新たな生活様式が求められ、これまで実施してきた対面によるコミュニケーション等が容易にできなくなったことをはじめ、介護現場でより感染症対策を強化する必要性が生じました。
- ・また、国は各種計画（地域防災計画・新型インフルエンザ等対策行動計画）を踏まえて、介護事業所等と連携した防災や感染症対策の研修、訓練の取組や、物資の備蓄体制等を整備することの重要性を示しています。
- ・区では、地域防災計画における要配慮者支援のマニュアルを整備していきます。また、介護事業者等の感染防止対策を支援していくとともに、ICTの活用など、新しい生活様式に対応した介護や介護予防を進めていきます。